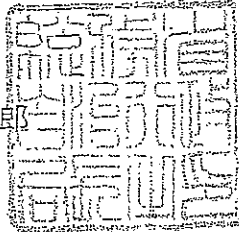


総 行 市 4 6 号
平成16年1月30日

杉並区長 山田 宏 殿

総務省自治行政局長 畠中 誠二郎



住民基本台帳ネットワークシステムの参加について (回答)

平成16年1月14日付け杉並第15080号にて照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)は、同法第30条の5において、市区町村長は住民票の記載等を行った場合は、全住民の本人確認情報を電気通信回線により都道府県知事に通知するものとされているが、貴団体は、これまで住民の本人確認情報の更新データを東京都に通知しておらず、現在違法状態にあり、また、一定期間、一部のみの住民の本人確認情報の更新データを東京都に通知することも、違法となるものである。

もとより、住民基本台帳ネットワークシステムは、制度面、技術面及び運用面で必要な個人情報保護措置とセキュリティ対策を講じているものであり、また、これまで不正アクセス等もなく順調に稼働している。個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)についても、既に、平成15年5月23日に成立し、同年5月30日に公布されている。

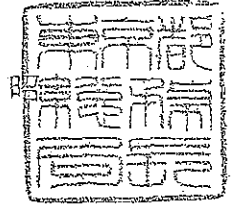
また、住民基本台帳ネットワークシステムは、平成15年8月25日からは本格稼働をし、平成16年1月29日からは、同システムを活用した公的個人認証サービスも稼働しており、まさに電子政府・電子自治体の不可欠な基盤として機能しているが、貴団体が、住民の本人確認情報を東京都に通知しないことによって、全国の市区町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務処理に支障が生じ、さらに、行政機関への本人確認情報の提供等についても総合的な効率性が阻害されている。

したがって、住民基本台帳法に基づき、早急に全住民の本人確認情報の更新データを東京都に通知するよう、強く求めるものである。

15 総行振第 1207 号
平成 16 年 1 月 30 日

杉並区長
山田 宏 殿

東京都総務局長
赤 星 經



住民基本台帳ネットワークへの参加について（回答）

平成 16 年 1 月 14 日付 15 杉並第 15080 号による標記の件について、下記のとおり回答します。

記

標記の件については、すでに、平成 15 年 5 月 30 日付 15 総行振第 273 号により、貴職に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 6 の規定に基づき、速やかに法令に規定する事務を執行するよう、東京都知事名で勧告を行っている。

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）は、住民の利便の増進と行政の合理化に資することを目的としており、区市町村長には住民全員の本人確認情報の都道府県知事への通知を義務づけている。

貴職におかれては、この勧告の内容を踏まえ、法に定めた利便性をすべての住民が享受できるよう、速やかに法令に規定する事務を執行されたい。

参考

15総行振第273号
平成15年5月30日

杉並区長
山田 宏 殿

東京都知事
石原 慎太郎

住民基本台帳法に規定する事務の執行について（勧告）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）等に規定する別紙の事務について、貴職は平成15年5月30日現在、法令に違反し、いまだに執行していない。

都においては、本年6月より、旅券法（昭和26年法律第267号）による一般旅券の新規発給等に関する事務において本人確認情報を利用する予定であり、都民の利便性は一層向上することとなる。

しかしながら、貴職の違法行為により、杉並区民は従来どおり住民票の写しの提出が必要となり、法により享受することができる利便が損なわれることとなる。

また、本年8月25日には、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）附則第1条第1項第3号に規定する施行期日を迎え、さらに、個人情報保護関連5法についても、今第156回国会において成立したところである。

貴職は速やかに法令に規定する事務を執行するよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の6の規定により勧告する。

別紙

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

第5条

第30条の2第1項、第2項、第3項

第30条の5第1項

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）附則

第3条

第4条

第5条

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）

第23条第2項

第30条の2第1項、第2項

以上